

地域生活支援拠点等に係る取り組みについて

平成30年度第2回赤穂市障害者自立支援協議会において、地域生活支援拠点整備方針が承認され、今年度は各部会等を活用し関係機関に拠点整備についての理解を求め、実施に向けて検討を行っていく。

今年度の最初の取り組みとして、拠点を整備していくうえで核となる相談支援事業所に拠点整備についての理解と事例検討を行い、整備を進めていくうえでの課題抽出を行った。

○第1回相談支援部会

日 時 令和元年7月4日(木) 15:30~17:00

協議内容 地域生活支援拠点整備方針について(方針説明と意見交換)

相談員が思う緊急時ってどんな時? これまで緊急時にどんな対応をしてきた?

拠点による支援対象者ってどんな人? どんな支援体制が必要?

相談支援専門員の役割は?

出てきた意見等

- ・緊急度は、見る人によって異なる。支援者と本人、家族でズレがある。緊急時の定義を明確にする必要があるのではないか。
- ・拠点登録をしておくことは必要だと思う。緊急となる前に早めに対応を始める。
現サービスに区分が不要な方も区分をつけて体験につなげていく。本人にも体験の意識づけをしていく。促しを続けることが大切。
- ・登録者の掘り起こし、今困っている人をどうつなげていくかが課題。
- ・情報の共有の仕方を考えていく必要がある
- ・本人が地域で暮らせる方法もとれないか
一人暮らしの練習ができる訓練施設や制度、サテライト型GH、空き家活用等ができないか
- ・関わっている人が「拠点に関わる一員」と意識を持ってもらうことが最終目標。
- ・相談支援事業所がコアとなって意識を広げていく。

→今後相談支援部会の中で事例の積み重ね等を行いながら、拠点対象者、緊急時の対応基準等について話を進めていく。次回9月に部会を開催予定。

○その他

しごと部会、こども部会を活用し、各関係機関に拠点整備の説明を行い、理解を進めていく。

令和元年度第1回相談支援部会（令和元年7月4日）出席者名簿

事業所名	職名等	お名前
赤穂精華園 相談支援事業所	相談支援専門員	藤村 明美
相談支援事業所 さんぽみち	相談支援専門員	児玉 慶子
	相談支援専門員	吉田 早希子
	相談支援専門員	土井原 一輝
赤穂市社会福祉協議会相談支援事業所	相談支援専門員	太井 千穂
相談支援事業所 七色こんぺいとう	相談支援専門員	山崎 由実子
相談支援事業所 ぱいろっと	相談支援専門員	前田 康裕
相談支援事業所 こんぱす	相談支援専門員	鈴置 布沙子
	相談支援専門員	守岡 美保
相生市基幹相談支援センター	相談支援専門員	黒田 聡
西播磨圏域コーディネーター		濱本 さとみ

社会福祉課 障がい福祉係	係長	松田 留美子
	事務員	児島 佳織
赤穂市障がい者基幹相談支援センター	相談支援専門員	柳井 里映

「地域生活支援拠点整備」についての事前アンケート

- H30 年度に相談支援事業所で関わったケースの中で、緊急時の受入れ、対応が必要となったことはありますか？

ある ・ なし

- あると答えられた方にお聞きします。
それはどんなケースですか？その時はどう対応しましたか？

- 相談支援専門員として思う「緊急時」とはどんな時ですか？
「拠点による支援が必要な対象者」とは？

- その他ご意見等があれば、教えてください（緊急時対応にあたりあったらいいなと思う支援や備えておくべきこと等）。

ご協力ありがとうございました。次回部会は、このアンケートを基に意見交換を行います。出欠連絡票と一緒に送ってください。

アンケート結果より

緊急時の受入れ、対応が必要となったケース

- 利用者宅が火災に遭い、次の住まいを考える必要があった
 - 本人は、すぐに退院できる状態であったが、病院に融通してもらい、入院を継続してもらう
 - 本人の入院中の間に市と相談し、市営住宅の利用検討やグループホームの利用相談を行った
 - 最終的には友人が保証人となってアパートを借りることができた

- 「自分（主介護者が）緊急入院することになったので、今すぐ預かってくれる所を探してほしい」と主介護者が市役所へ相談
 - 区分あり、サービス未利用
 - これまでサービスの利用がなかったため、市役所から相談支援事業所へ計画相談の依頼が入る
 - 市役所・基幹相談にて短期入所先を探す
 - 相談支援事業所は、契約、アセスメント、計画作成、担当者会議を同日に行う

- 母が手術で約1ヶ月入院となったため、その間の本人の自宅での生活のフォローが必要となった
 - 週1日の生活介護の利用を週5日に
 - 1つの事業所のみでは毎日の利用ができなかったため、別の事業所もできるよう調整
 - 夕食も困るとのことで、日中一時を利用、日中一時で約2週間慣らしていき、慣れてから短期入所で泊まりを導入

支援相談員の考える緊急時について

- ・対象者の生活が安全に送れなくなっている、もしくは明らかに送ることができなくなる状況が短期間で起きることがわかる時
- ・家族の急病、入院、死去などで在宅生活が一人では続けられなくなった場合
または、本人が一人になるため、家族が必要な治療を受けられない場合
- ・虐待など
- ・緊急で受診が必要になった場合
- ・キーパーソンがいなくなる（一時的な入院も含めて）ことで、本人が生活できなくなる時
- ・主介護者の急な入院や死亡により在宅生活ができなくなった時
- ・本人の急な状態変化により家族では対応できなくなった時（病院への入院ができなかった）
- ・本人がインフルエンザ等の感染症となり自宅療養となるが、急なため家族が対応できない
（本人は一人で過ごすことができない）
- ・本人、または同居者の命に関わること
- ・予定外の家族等の介助者の急病等による急な不在、障害者虐待、障害者等の状態変化等により、
自宅等での生活を継続することが困難になった場合

拠点により支援が必要な対象者について

- ・キーパーソンが近くに一人しかいない上に、本人の能力が低い
- ・キーパーソンがいなくなることで、病状のブレが大きくなる人
- ・独居で色々とサービスを利用しないと生活に困る人、将来独居になったらそれが予測される人
- ・障害者のみ or 高齢者と障害者のみの世帯
- ・医療的ケア
- ・緊急時の状況が起きやすい環境の方
例) 一人暮らしで支援者が不在、高齢の家族等の支えによって生活をしている 等

その他

- ・緊急対応ダイヤル
- ・緊急時に受入れ可能な短期入所先を赤穂市内で見つけることが難しいため、市外となることが多いと思いますが、その際の移動手段に困る人も出てくると思います。タクシー利用であれば高額なため、定額や無料で移動できる支援があればいいと思います。
- ・緊急時に短期入所等の福祉サービスを利用できなかった場合にそれを補完できるような民間事業やボランティア。制度に縛られず比較的自由に対応してくれる支援
(ただし、全くの素人では対応できないので、ヘルパーや看護師などの資格や支援の経験者が必要)